

# 東田宮山之上地区地区計画について (地区計画の内容)

## 1. 地区計画の方針

|                 |                   |   |
|-----------------|-------------------|---|
| 名 称             | 東田宮山之上地区地区計画      |   |
| 位 置             | 枚方市東田宮二丁目、山之上東町地内 |   |
| 面 積             | 約2.9ha            |   |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標           | <p>本地区は、都市計画道路枚方国道線の沿道に位置し、枚方市駅と香里団地などを繋ぐ主要なバス路線である都市計画道路枚方大和高田線に面しているなど、交通条件に恵まれた地区である。</p> <p>本地区計画では、幹線道路沿道の立地を生かした産業系の土地利用の誘導を図ることにより、地域の生活利便性の向上と賑わいを創出することを目標とする。</p> |
|                 | 土地利用の方針           | <p>周辺の環境との調和を図るとともに、商業・業務施設等の立地の誘導を図る。</p>  |
|                 | 建築物等の整備の方針        | <p>周辺の環境に調和し、商業・業務施設の立地に適した市街地の環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>建築物等は、都市計画道路沿道に相応しいものとなるよう、適正に整備する。</p>                               |

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」

## 2. 地区整備計画

|              | 地区の区分              | 地区の名称        | A地区   | B地区  | C地区     |
|--------------|--------------------|--------------|---|--|---------|
|              |                    | 地区の面積        | 約0.9ha  | 約1.0ha   | 約1.1ha  |
| 地区整備計画に関する事項 | 建築物等に<br>関する<br>事項 | 建築物等の用途の制限   | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）項第1号から第9号までに掲げるもの。</p> <p>(2) 法別表第2（は）項第2号から第4号までに掲げるもの。</p> <p>(3) 法別表第2（へ）項第4号に掲げるもの。</p> <p>(4) 法別表第2（を）項第3号及び第7号に掲げるもの。</p> <p>(5) 法別表第2（わ）項第8号に掲げるもの。</p> | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（い）第1号から第9号までに掲げるもの。</p> <p>(2) 法別表第2（は）項第2号から第4号までに掲げるもの。</p> <p>(3) 法別表第2（へ）項第4号に掲げるもの。</p> <p>(4) 法別表第2（を）項第3号及び第7号に掲げるもの。</p> <p>(5) 法別表第2（わ）項第8号に掲げるもの。</p> <p>ただし、ぱちんこ屋については、6,000平方メートルを超える敷地における当該用途に供する部分の延べ床面積が3,500平方メートル以下の建築物を建築する場合はこの限りでない。</p> |         |
|              |                    | 建築物の高さの最高限度  | 21m   |  |         |
|              |                    | 建築物の緑化率の最低限度 | 10分の1.5   | 10分の2.5  | 10分の2.5 |
|              |                    | 垣又はさくの構造の制限  | 道路に面する側に、垣又はさくを設ける場合は、生垣若しくは透視可能なものとする。   |  |         |

「地区整備計画の区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」